

(3) 第三セクターの経営状況の改革に向けた取組について

1. 各法人における判断基準該当一覧

No.	法人名	担当部署	判断基準1 経営が悪化しているおそれのある法人				判断基準2 設立目的が達成された法人又は社会情勢の変化等により法人の存続の必要性が著しく低下したと認められる法人	判断基準3 他の対象法人と設立目的や事業内容が類似している法人	専門委員による評価・検討の必要性
			(1) 経常損益が赤字であり、当該赤字額が10年間続いたと仮定した場合に債務超過になること	(2) 債務超過にあること	(3) 累積欠損金があること	(4) 直近3期すべてにおいて経常損失が生じていること			
1	公益財団法人石巻地域高等教育事業団	総務部総務課	非該当	非該当	非該当	該当	非該当	非該当	有 (P3)
2	株式会社かほく・上品の郷	河北総合支所地域振興課	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	無 (P4)
3	一般社団法人おしかパブリックサービス	牡鹿総合支所地域振興課	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	無 (P5)
4	公益財団法人慶長遣欧使節船協会	産業部観光課	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	無 (P6)
5	一般財団法人石巻地区勤労者福祉サービスセンター	産業部商工課	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	無 (P7)
6	株式会社街づくりまんぼう	産業部商工課	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	無 (P8)
7	公益財団法人石巻市芸術文化振興財団	教育委員会生涯学習課	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	無 (P9)
8	石巻産業創造株式会社	産業部産業推進課	非該当	非該当	該当	非該当	非該当	非該当	有 (P10)
9	網地島ライン株式会社	復興政策部地域振興課	非該当	非該当	該当	非該当	非該当	非該当	有 (P11)

2. 該当法人とその内容

判断基準1

(3) 累積欠損金があること。

①石巻産業創造株式会社

(単位：千円)

	H 2 5	H 2 6	H 2 7
累積欠損額	▲706,190	▲699,105	▲691,974

②網地島ライン株式会社

(単位：千円)

	H 2 5	H 2 6	H 2 7
累積欠損額	▲57,611	▲38,941	▲7,461

(4) 直近3期全てにおいて経常損失が生じていること。

①公益財団法人石巻地域高等教育事業団

(単位：千円)

	H 2 5	H 2 6	H 2 7
計上損益	▲1,275	▲1,505	▲1,445

※該当法人の専門委員による評価検討については、以前に行った平成25年度から状況に変化がないことから行わないこととする。

3. 第三セクターの改革に向けた取組みについて

今回の3法人については、平成26年1月から専門委員による評価検討を行い、結果をまとめた報告書を、平成26年3月に専門委員から市長に提出した。その報告書を踏まえて平成26年5月に「第三セクターの改革に向けた取組方針」を施行し、平成26年度から平成28年度までの3年間の取組方針実施計画により改革に向けた取組を行っている。

取組による経営改善等については、一定の成果が得られているが、根本的な問題の解決にはまだまだ時間を要し、今後も改革に向けた取組を継続して実施していく必要がある。

改革に向けた判断基準の該当項目等の課題及び問題点は、「第三セクターの改革に向けた取組方針」を策定した平成26年と変わらない状況となっていることから、専門委員による評価検討は再度行わず、本方針をこのままとし、取組方針実施計画を更新し今後も取組んでいくこととする。

なお、取組方針実施計画については、前回同様3年間とし平成29年度から平成31年度までとする。

専門委員による評価・検討の必要性について(平成28年度)

法人名	公益財団法人石巻地域高等教育事業団
担当部・課	総務部総務課

判断基準1

経営が悪化しているおそれのある法人(以下各号に該当した場合)

- (1) 経常損益が赤字であり、当該赤字額が10年間続いたと仮定した場合に債務超過になること
- (2) 債務超過にあること
- (3) 累積欠損金があること
- (4) 直近3期すべてにおいて経常損失が生じていること

(1) 経常損益が赤字であり、当該赤字額が10年間続いたと仮定した場合に債務超過になること

	H25	H26	H27
経常損益	▲ 1,275	▲ 1,505	▲ 1,445

単位:千円

赤字の場合

当期赤字×10年	正味財産・純資産	判定
▲ 14,450	143,202	

単位:千円

該当 非該当

(2) 債務超過にあること

	H25	H26	H27
総資産	146,154	144,668	143,220
負債	3	21	18
正味財産・純資産	146,151	144,647	143,202

単位:千円

該当 非該当

(3) 累積欠損金があること

	H25	H26	H27
累積欠損金	0	0	0

単位:千円

該当 非該当

(4) 直近3期すべてにおいて経常損失が生じていること

	H25	H26	H27
経常損益	▲ 1,275	▲ 1,505	▲ 1,445

単位:千円

該当 非該当

判断基準2

設立目的が達成された法人又は社会情勢の変化等により法人の存続の必要性が著しく低下したと認められる法人

所管部評価

該当なし

該当 非該当

判断基準3

他の対象法人と設立目的や事業内容が類似している法人

所管部評価

該当なし

該当 非該当

専門委員による評価・検討の必要性 有 無

専門委員による評価・検討の必要性について(平成28年度)

法人名	株式会社かほく・上品の郷
担当部・課	河北総合支所 地域振興課

判断基準1

経営が悪化しているおそれのある法人(以下各号に該当した場合)

- (1) 経常損益が赤字であり、当該赤字額が10年間続いたと仮定した場合に債務超過になること
- (2) 債務超過にあること
- (3) 累積欠損金があること
- (4) 直近3期すべてにおいて経常損失が生じていること

(1) 経常損益が赤字であり、当該赤字額が10年間続いたと仮定した場合に債務超過になること

	H25	H26	H27
経常損益	8,087	7,179	4,376

単位:千円

赤字の場合

当期赤字×10年	正味財産・純資産	判定

単位:千円

該当 非該当

(2) 債務超過にあること

	H25	H26	H27
総資産	275,166	283,408	280,830
負債	120,679	129,109	125,068
正味財産・純資産	154,487	154,299	155,762

単位:千円

該当 非該当

(3) 累積欠損金があること

	H25	H26	H27
累積欠損金	0	0	0

単位:千円

該当 非該当

(4) 直近3期すべてにおいて経常損失が生じていること

	H25	H26	H27
経常損益	8,087	7,179	4,376

単位:千円

該当 非該当

判断基準2

設立目的が達成された法人又は社会情勢の変化等により法人の存続の必要性が著しく低下したと認められる法人

所管部評価

該当なし

該当 非該当

判断基準3

他の対象法人と設立目的や事業内容が類似している法人

所管部評価

該当なし

該当 非該当

専門委員による評価・検討の必要性 有 無

専門委員による評価・検討の必要性について(平成28年度)

法人名	一般社団法人おしかパブリックサービス
担当部・課	牡鹿総合支所地域振興課

判断基準1

経営が悪化しているおそれのある法人(以下各号に該当した場合)

- (1) 経常損益が赤字であり、当該赤字額が10年間続いたと仮定した場合に債務超過になること
- (2) 債務超過にあること
- (3) 累積欠損金があること
- (4) 直近3期すべてにおいて経常損失が生じていること

(1) 経常損益が赤字であり、当該赤字額が10年間続いたと仮定した場合に債務超過になること

	H25	H26	H27
経常損益	1,317	1,130	1,052

単位:千円

赤字の場合

当期赤字×10年	正味財産・純資産	判定

該当 非該当

単位:千円

(2) 債務超過にあること

	H25	H26	H27
総資産	13,204	16,467	17,367
負債	6,604	8,809	8,735
正味財産・純資産	5,283	7,658	8,632

該当 非該当

単位:千円

(3) 累積欠損金があること

	H25	H26	H27
累積欠損金			

該当 非該当

単位:千円

(4) 直近3期すべてにおいて経常損失が生じていること

	H25	H26	H27
経常損益	1,317	1,130	1,052

該当 非該当

単位:千円

判断基準2

設立目的が達成された法人又は社会情勢の変化等により法人の存続の必要性が著しく低下したと認められる法人

所管部評価

地域の雇用確保や公共事業実施に係る地域の特殊事情への精通、災害等における緊急事業の委託など存続の必要性は高い。

該当 非該当

判断基準3

他の対象法人と設立目的や事業内容が類似している法人

所管部評価

当該法人については、ほかの対象法人と設立目的や事業内容が類似していない。

該当 非該当

専門委員による評価・検討の必要性 有 無

専門委員による評価・検討の必要性について(平成28年度)

法人名	公益財団法人慶長遣欧使節船協会
担当部・課	産業部観光課

判断基準1

経営が悪化しているおそれのある法人(以下各号に該当した場合)

- (1) 経常損益が赤字であり、当該赤字額が10年間続いたと仮定した場合に債務超過になること
- (2) 債務超過にあること
- (3) 累積欠損金があること
- (4) 直近3期すべてにおいて経常損失が生じていること

(1) 経常損益が赤字であり、当該赤字額が10年間続いたと仮定した場合に債務超過になること

	H25	H26	H27
経常損益	▲ 50,674	23,313	28,502

単位:千円

赤字の場合

当期赤字×10年	正味財産・純資産	判定

該当 非該当

単位:千円

(2) 債務超過にあること

	H25	H26	H27
総資産	1,125,285	1,187,332	1,254,038
負債	22,684	30,880	6,630
正味財産・純資産	1,102,601	1,156,452	1,247,408

該当 非該当

単位:千円

(3) 累積欠損金があること

	H25	H26	H27
累積欠損金	0	0	0

該当 非該当

単位:千円

(4) 直近3期すべてにおいて経常損失が生じていること

	H25	H26	H27
経常損益	▲ 50,674	23,313	28,502

該当 非該当

単位:千円

判断基準2

設立目的が達成された法人又は社会情勢の変化等により法人の存続の必要性が著しく低下したと認められる法人

所管部評価

該当なし

該当 非該当

判断基準3

他の対象法人と設立目的や事業内容が類似している法人

所管部評価

該当なし

該当 非該当

専門委員による評価・検討の必要性 有 無